

婦 人 の 地 位



情 報 No.14

法律・制度編

主 要 内 容

- 1 公職参加状況
- 2 婦人問題企画推進本部の動き
- 3 研究会、審議会等報告
- 4 婦人に関係のある主な法律
- 5 判 例
- 6 国際関係

資 料

1987年1月

労働省婦人局

目 次

1. 公職参加状況	1
2. 婦人問題企画推進本部の動き	14
(1) 婦人問題企画推進本部の存続決定	14
(2) 婦人問題企画推進有識者会議の設置	15
(3) 婦人問題企画推進有識者会議における西暦2000年に向けての長期的展望 にたった婦人関係施策の推進についての検討状況について	16
(4) 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（仮称）」の策定について	23
3. 研究会、審議会等報告	24
(1) 「税制の抜本的見直しについての答申」（昭和61年10月28日）及び「昭和62年 税制に関する答申」（昭和61年12月）について	24
(2) 教育改革に関する第二次答申	27
(3) 教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）	28
(4) 長寿社会への構図 - 人生80年時代の新たな経済社会システム -	30
(5) 長寿社会対策大綱	31
(6) NSI（New Social Indicators） - 国民生活指標 -	32
(7) 昭和61年版国民会議白書 - 女子労働と人材活用 -	34
4. 婦人に関係のある主な法律	38
(1) 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正 する法律（昭和61年法律第40号）	38
(2) 労働安全衛生規則等の一部改正（昭和61年3月18日 労働省令第8号）	38
5. 判 例	40
(1) （社）日本鉄鋼連盟給料等請求事件（昭和61年12月4日 東京地裁判決）	40
(2) 鳥取県教育委員会男女別退職勧奨事件（昭和61年12月4日 鳥取地裁判決）	41
(3) 女兒交通事故逸失利益算定（昭和61年11月4日 最高裁判決）	41
6. 国際関係	43
(1) 「第40回国連総会」における婦人問題関係審議について	43

(2) 第31回国連婦人の地位意員会の開催について	43
(3) ESCAP婦人情報ネットワーク・システムの開発に関する地域セミナー の概要	44
(4) ILOマルチパイプログラム：婦人の雇用と訓練の多様化に係るセミナー	44
(5) 雇用政策条約及び人的資源開発条約の批准	45

資料

各種雑誌等における男女の雇用機会均等問題に関する記事等掲載目録	46
1. 単行本	46
2. 各種雑誌	48
3. 新聞	49
(1) シリーズ	49
(2) 社説	49
(3) その他の社説以外の記事	50

婦人の公職参加状況

1 国における婦人の状況

(1) 国会における婦人議員数

区 分	国 会 議 員 数			衆 議 院 議 員			参 議 院 議 員		
	総 数	婦 人 議員数	婦 人 議員の 比率	総 数	婦 人 議員数	婦 人 議員の 比率	総 数	婦 人 議員数	婦 人 議員の 比率
昭和50年10月	726	25	3.4	475	7	1.5	251	18	7.2
55年7月	762	26	3.4	511	9	1.8	251	17	6.8
60年10月	752	27	3.6	504	8	1.6	248	19	7.7
61年10月	763	29	3.8	512	7	1.4	251	22	8.8

(衆議院・参議院各事務局調べ)

(2) 審議会等における婦人の選任状況

① 概 況

区 分	審 議 会 総 数	うち女子 を含む審 議会数	女子を含 む審議会 の比率	委 員 数	うち女子	女 子 の 比 率
50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
60年6月1日	計 488	285	58.4	9,172	509	5.5
	計 487	288	59.1	9,174	539	5.9
61年3月31日	中 央 206	116	56.3	4,709	273	5.8
61年6月1日	地方支分部局等 281	172	60.1	4,465	266	6.0

注 1. 国家行政組織法第8条に基づく審議会等を対象に、中央は総理府が、地方支分部局等は労働省が調査した。

2. 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

3. 50年、55年は、中央のみの数字である。

4. 地方支分部局等の「等」とは、「地方職業安定審議会」及び「地区職業安定審議会」をいう。

② 地方支分局等に設置されている審議会等

省 庁 名	審 議 会 名	審議会数	うち女子 を含む 審議会数	委 員 数	うち女子
防衛施設庁	防衛施設地方審議会	8	2	人 112	人 1
沖縄開発庁	国有財産地方審議会	1	1	20	1
“	地方鉱業協議会	1	0	12	0
“	地方ガス事業調整協議会	1	1	7	2
“	地方陸上交通審議会	1	1	29	1
“	沖縄位置境界明確化審議会	1	0	8	0
法 務 省	保護司選考会	50	17	539	22
大 蔵 省	国有財産地方審議会	9	8	223	16
“	旧軍港国有財産処理審議会	1	0	16	0
国 税 庁	地方酒類審議会	10	9	141	13
“	土地評価審議会	11	3	212	3
林 野 庁	国有林野管理審議会	9	8	177	9
通商産業省	地方鉱業協議会	5	1	79	1
“	地方ガス事業調整協議会	8	8	56	14
“	地方鉱山保安協議会	6	0	171	0
運 輸 省	地方交通審議会	9	8	50	8
労 働 省	地方労働基準審議会	47	43	1,074	106
“	地方最低賃金審議会	47	5	717	5
“	地方家内労働審議会	6	6	90	14
“	地方職業安定審議会	44	44	642	44
“	地区職業安定審議会	6	6	90	6
合 計		281	171	4,465	266

注 61年6月1日現在（労働省調べ）

(3) 国家公務員の採用状況

① 国家公務員採用試験区分別採用等の状況(試験実施年度別)

区 分		昭 和 5 0 年 度				昭 和 5 5 年 度				昭 和 5 9 年 度			
		総 数	男	女		総 数	男	女		総 数	男	女	
上級 (甲)	申 込 者	人 37,825	人 36,000	人 1,825	% (4.8)	人 45,131	人 42,395	人 2,736	% (6.1)	人 34,089	人 31,131	人 2,958	% (8.7)
	合格者(A)	1,206	1,172	34	(2.8)	1,254	1,214	40	(3.2)	1,562	1,476	86	(5.5)
	採用者(B)	678	663	15	(2.2)	701	673	28	(4.0)	688	644	44	(6.4)
	B/A%	56.2	56.6	44.1		55.9	55.4	70.0		44.0	43.6	51.2	
上級 (乙)	申 込 者	4,392	3,997	395	(9.0)	4,169	3,791	378	(9.1)	3,875	3,424	451	(11.6)
	合格者(A)	99	88	11	(11.1)	90	79	11	(12.2)	96	88	8	(8.3)
	採用者(B)	57	54	3	(5.3)	46	40	6	(13.0)	43	38	5	(11.9)
	B/A%	57.6	61.4	27.3		51.1	50.6	54.5		44.8	43.2	62.5	
中級	申 込 者	47,016	37,538	9,478	(20.2)	80,831	66,417	14,414	(17.8)	65,858	51,190	14,668	(22.3)
	合格者(A)	1,622	1,410	212	(13.1)	3,267	2,950	317	(9.7)	4,573	3,945	628	(13.7)
	採用者(B)	869	776	93	(10.7)	1,613	1,461	152	(9.4)	2,261	1,991	270	(11.9)
	B/A%	53.6	55.0	43.9		49.4	49.5	47.9		49.4	50.5	43.0	
初級	申 込 者	147,493	83,798	63,695	(43.2)	151,564	95,287	56,277	(37.1)	136,057	79,634	56,423	(41.5)
	合格者(A)	17,872	12,310	5,562	(31.1)	19,035	13,500	5,535	(29.1)	20,584	14,101	6,483	(31.5)
	採用者(B)	6,811	5,054	1,757	(25.8)	10,648	8,095	2,553	(24.0)	11,596	8,574	3,022	(26.1)
	B/A%	38.1	41.1	31.6		55.9	60.0	46.1		56.3	60.8	46.6	

注 1. () の数字は総数に対する女子の比率

(人事院任用局調べ)

2. 採用者について

- ・上級(甲) ----- { 50年度・55年度は採用候補者名簿の失効時の状況
59年度は60.4.1現在の状況
- ・上級(乙) ----- {
- ・中 級 ----- { 採用候補者名簿の失効時の状況
- ・初 級 ----- {

② 司法試験申込者・合格者数

区 分	53 年 度			55 年 度			60 年 度		
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
申込者(A)	人 29,390	人 27,673	人 1,717	人 28,656	人 26,904	人 1,752	人 23,855	人 21,760	人 2,095
合格者(B)	485	453	(58) 32 (6.6)	486	437	(6.1) 47 (10.1)	486	441	(88) 45 (9.3)
(B)/(A)%	1.7	1.6	1.9	1.7	1.6	2.7	2.0	2.0	2.1

注 1. 第二次試験の申込者・合格者数である。

(法務省調べ)

2. () の数字は総数に対する女子の比率である。

(4) 国家公務員の在職状況

① 国家公務員等級別在職者数（行政職（一））

内

等級別 男女別		計	1	2	3	4	5	6	7	8
50 年 度	計	245,577	1,146	4,521	11,468	33,560	80,631	54,972	35,122	24,157
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
		(100.0)	(0.5)	(1.8)	(4.7)	(13.7)	(32.8)	(22.4)	(14.3)	(9.8)
	女子	34,517	1	18	78	457	6,932	15,038	6,979	5,014
		(14.1)	(0.1)	(0.4)	(0.7)	(1.4)	(8.6)	(27.4)	(19.9)	(20.8)
		(100.0)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	(1.3)	(20.1)	(43.6)	(20.2)	(14.5)
55 年 度	男子	211,060	1,145	4,503	11,390	33,103	73,699	39,934	28,143	19,143
		(85.9)	(99.9)	(99.6)	(99.3)	(98.6)	(91.4)	(72.6)	(80.1)	(79.2)
		(100.0)	(0.5)	(2.1)	(5.4)	(15.7)	(34.9)	(18.9)	(13.3)	(9.1)
	計	247,100	1,418	5,041	15,959	45,456	78,550	51,806	27,133	21,738
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
		(100.0)	(0.6)	(2.0)	(6.5)	(18.4)	(31.8)	(21.0)	(11.0)	(8.8)
昭和 59 年 度	女子	34,825	6	33	167	1,240	10,857	13,671	4,973	3,878
		(14.1)	(0.4)	(0.7)	(1.0)	(2.7)	(13.8)	(26.4)	(18.3)	(17.8)
		(100.0)	(0.0)	(0.1)	(0.5)	(3.6)	(31.2)	(39.3)	(14.3)	(11.1)
	男子	212,275	1,412	5,008	15,792	44,216	67,693	38,134	23,160	17,900
		(85.9)	(99.6)	(99.3)	(99.0)	(97.3)	(86.2)	(73.6)	(81.7)	(82.3)
		(100.0)	(0.7)	(2.4)	(7.4)	(20.8)	(31.9)	(18.0)	(10.4)	(8.4)
昭和 59 年 度	計	243,763	1,445	5,370	17,906	50,765	72,804	47,489	25,313	22,671
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
		(100.0)	(0.6)	(2.2)	(7.3)	(20.8)	(29.9)	(19.5)	(10.4)	(9.3)
	女子	34,572	12	35	237	2,222	11,641	12,094	4,290	4,041
		(14.2)	(0.8)	(0.7)	(1.3)	(4.4)	(16.0)	(25.5)	(16.9)	(17.8)
		(100.0)	(0.0)	(0.1)	(0.7)	(6.4)	(33.7)	(35.0)	(12.4)	(11.7)
昭和 59 年 度	男子	209,191	1,433	5,335	17,669	48,543	61,153	35,395	21,023	18,630
		(85.8)	(99.2)	(99.3)	(98.7)	(95.6)	(84.0)	(74.5)	(83.1)	(82.2)
		(100.0)	(0.7)	(2.6)	(8.4)	(23.2)	(29.2)	(16.9)	(10.0)	(8.9)

注1. () は構成比（上段は男女別、下段は等級別）である。

2. 各年度末現在の数字である。

② 裁判官数

区 分	総 数			判 事・簡易裁判所判事			判 事 補		
	計	女 子	女子の 比 率	計	女 子	女子の 比 率	計	女 子	女子の 比 率
52年4月	2,703人	58人	2.1%	2,102人	31人	1.5%	601人	27人	4.5%
55年6月	2,747人	76人	2.8%	2,134人	43人	2.0%	613人	33人	5.4%
60年6月	2,792人	93人	3.3%	2,183人	49人	2.2%	609人	44人	7.2%
61年6月	2,800人	99人	3.5%	2,141人	53人	2.5%	609人	46人	7.6%

(最高裁判所調べ)

(参考) 1. 女性が所長である裁判所(昭和61年11月1日現在)は、次のとおりである。

東京家庭裁判所長 野田 愛子
浦和家庭裁判所長 寺澤 光子

③ 検察官数

区 分	総 数			一 級			二 級					
				検 事			検 事			副 検 事		
	総 数	女 子	女子の 比 率	総 数	女 子	女子の 比 率	総 数	女 子	女子の 比 率	総 数	女 子	女子の 比 率
52年3月31日	2,103人	22人	1.0%	521人	2人	0.4%	693人	19人	2.7%	889人	1人	0.1%
55年3月31日	2,129人	25人	1.2%	537人	5人	0.9%	701人	19人	2.7%	891人	1人	0.1%
60年3月31日	2,104人	27人	1.3%	565人	3人	0.5%	665人	23人	3.5%	874人	1人	0.1%
61年3月31日	2,110人	24人	1.1%	567人	2人	0.4%	660人	22人	3.3%	883人	0人	0%

(法務省調べ)

(5) 国・公立学校の教員数及び登用状況

① 小学校、中学校、高等学校の教員数及び校長、教頭の数

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
教員 総数	計	451,976人	281,492人	209,921人
	男 子	197,760人	184,998人	172,781人
	女 子	254,216人	96,494人	37,140人
	女子の比率	56.2%	34.3%	17.7%
	55年の比率	56.6%	31.9%	15.9%
	60年の比率	56.0%	33.9%	17.4%
校 長	計	23,625人	10,107人	3,987人
	男 子	23,100人	10,072人	3,978人
	女 子	525人	35人	9人
	女子の比率	2.2%	0.3%	0.2%
	55年の比率	1.9%	0.1%	0.2%
	60年の比率	2.2%	0.2%	0.2%
教 頭	計	24,308人	11,009人	5,512人
	男 子	23,038人	10,891人	5,480人
	女 子	1,270人	118人	32人
	女子の比率	5.2%	1.1%	0.6%
	55年の比率	3.3%	0.4%	0.2%
	60年の比率	4.1%	1.0%	0.5%

61.5.1現在 文部省「学校基本調査速報」

② 大学、短期大学、高等専門学校教員数及び学長、副学長、教授、助教授の数

区 分		大 学	短 大	高 専
学 校 数		131	89	58
教 員 総 数	計	57,884人	3,071人	3,606人
	男 子	54,511	2,031	3,575
	女 子	3,373	1,058	31
	女子の比率	5.8%	34.5%	0.9%
	55年の比率	5.6	28.8	0.9
	60年の比率	5.8	33.6	0.9
学 長	計	128	47	58
	男 子	128	46	58
	女 子	0	1	0
	女子の比率	0	2.1	0
	55年の比率	0	0	0
	60年の比率	0	2.1	0
副 学 長	計	39	6	
	男 子	39	6	
	女 子	0	0	
	女子の比率	0	0	
	55年の比率	0	0	
	60年の比率	0	0	
教 授	計	16,929	1,001	1,261
	男 子	16,544	840	1,258
	女 子	385	161	3
	女子の比率	2.2	16.1	0.2
	55年の比率	1.8	12.1	0.4
	60年の比率	2.2	15.1	0.3
助 教 授	計	15,339	988	1,412
	男 子	14,619	691	1,408
	女 子	720	297	4
	女子の比率	4.7	30.0	0.3
	55年の比率	3.8	27.6	0.1
	60年の比率	4.7	29.7	0.3

6 1.5.1 現在 文部省「学校基本調査速報」

2. 都道府県、指定都市等における婦人の状況

婦人局では、例年、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」の一環として、「婦人の公職参加状況調べ」を実施しているが、61年6月1日現在で取りまとめた婦人の公職参加状況は次のとおりである。

(1) 地方議会における婦人議員

区 分	60 年			55年	59年
	総 数	う ち 女 子	女子の比率	女子の比率	女子の比率
	人	人	%	%	%
合 計	68,911	1,102	1.6	1.2	1.6
都道府県議会	2,857	38	1.3	1.2	1.2
市 議 会	19,729	601	3.0	2.3	2.9
町 村 議 会	45,293	390	0.9	0.6	0.8
特別区議会	1,032	73	7.1	6.8	7.6

注 各年12月31日現在である。

(自治省選挙部調べ)

(2) 地方公共団体の婦人の長（60年11月1日現在）

福島県東白川郡棚倉町長 藤 田 満寿恵

岐阜県本巣郡穂積町長 松 野 友

（群馬県利根郡水上町長 山 田 節 子 — 61年12月1日より）

(3) 審議会等における婦人の選任状況（法律により設置されているもの - 地方自治法
第202条の3別表第7参照）

名 称		61 年						55年	60年
		審 議 会 数	うち女 子を含む 会数	女子を 含む審 議比率 %	委員数 人	う ち 女 子 人	女子の 比 率 %	女子の 比 率 %	女子の 比 率 %
都 道 府 県	都 道 府 県 防 災 会 議	47	1	2.1	2,458	2	0.8	-	0
	国土利用計画地方審議会	47	32	68.1	1,123	51	4.5	1.6	4.4
	土 地 利 用 審 査 会	47	5	10.6	329	5	1.5		1.5
	都道府県交通安全対策会議	47	2	4.3	1,051	3	0.3	-	0.5
	都道府県自然環境保全審議会	47	35	74.5	1,272	79	6.2	3.3	5.4
	都道府県公害対策審議会	47	42	89.4	1,431	82	5.7	3.2	5.1
	温 泉 審 議 会	47	8	17.0	602	10	1.7	1.1	2.1
	保 健 所 運 営 協 議 会	46	46	100.0	1,727	1,507	12.9	11.5	12.5
	都道府県優生保護審議会	41	35	85.4	377	53	14.1	10.0	14.2
	地 方 精 神 衛 生 審 査 会	45	20	44.4	386	28	7.3	3.4	7.8
	精 神 衛 生 診 査 協 議 会	47	7	14.9	230	7	3.0	2.1	2.1
	結 核 診 査 協 議 会	47	37	78.7	2,813	132	4.7	3.6	4.5
	都道府県環境衛生適正化審議会	33	33	100.0	461	94	20.4	17.1	18.9
	医 療 機 関 整 備 審 議 会	39	33	84.6	729	51	7.0	4.4	5.3
	あん摩、マッサージ、指圧、 はり、きゅう、柔道整復等地方 審議会	31	2	6.5	314	2	0.6	0.3	0.3
	あん摩、マッサージ、指圧師、 はり師、きゅう師及び柔道整 復試験委員	43	13	30.2	540	21	3.9	-	3.5
	准 看 護 婦 試 験 委 員	46	46	100.0	640	250	39.1	-	36.1
	麻 薬 中 毒 審 査 会	30	4	13.3	150	4	2.7	-	2.7
	地 方 社 会 福 祉 審 議 会	47	47	100.0	1,512	248	16.4	10.0	12.5
	地方心身障害者対策協議会	42	15	35.7	716	29	4.1	2.1	3.3
	保 母 試 験 委 員	45	45	100.0	435	141	32.4	-	32.3
	地方社会保険医療協議会	47	8	17.0	939	9	1.0	0.4	0.5
	国 民 健 康 保 険 審 査 会	47	10	21.3	422	10	2.4	-	2.1
	都道府県職業能力開発審議会	47	35	74.5	670	48	7.2	2.4	7.1
	都道府県農業共済保険審査会	44	1	2.3	400	1	0.3	0	0.3
	都 道 府 県 森 林 審 議 会	46	11	23.9	658	15	2.3	0.6	1.8
	都道府県地代家賃審査会	2	1	50.5	11	1	9.1	0	0
	都道府県建設工事紛争審査会	47	9	19.1	563	17	3.0	-	2.6
	都 道 府 県 水 防 協 議 会	45	0	0	680	0	0	0	0
	建 築 審 査 会	47	5	10.6	315	5	1.6	0.3	0.9

名 称		61 年						55年	60年
		審 議 会 数	女 子 を 含 む 審 議 会 数	女 子 を 含 む 審 議 会 の 比 率	委員数	う ち 女 子	女 子 の 比 率	女 子 の 比 率	女 子 の 比 率
都 道 府 県	都道府県建築士審査会	47	5	10.6	350	6	1.7	-	1.3
	都市計画地方審議会	47	12	25.5	1,183	12	1.0	0.3	0.7
	開発審査会	47	6	12.8	328	6	1.8	-	1.2
	私立学校審議会	47	36	76.6	625	54	8.6	7.0	8.5
	石油コンビナート等防災本部	33	0	0	1,134	0	0	-	0
	公害被害者認定審査会	9	2	22.2	122	4	3.3	-	2.6
	新産業都市建設協議会	11	4	36.4	445	5	1.1	-	1.1
	児童福祉審議会	28	28	100.0	533	140	26.3	21.7	24.8
	漁港管理会	32	2	6.3	1,362	11	0.8	-	0.3
	地方港湾審議会	38	4	10.5	1,249	5	0.4	-	0.2
県	土地区画整理審議会	9	1	11.1	485	1	0.2	-	0.2
	教科用図書選定審議会	46	42	89.4	887	82	9.2	5.9	9.2
	スポーツ振興審議会	47	44	93.6	814	81	10.0	8.1	9.8
	小 計	1,724	774	44.9	43,471	3,312	7.6	7.0	7.2
指 定 都 市	市 防 災 会 議	10	2	20.0	558	5	0.9	-	1.1
	民生委員推薦会	10	10	100.0	139	21	15.1	-	17.8
	公害健康被害認定審査会	6	3	50.0	88	3	3.4	-	4.0
	地方社会福祉審議会	10	10	100.0	327	50	15.3	7.5	12.0
	地方心身障害者対策協議会	9	5	55.6	181	11	6.1	4.9	4.4
	保健所運営協議会	10	10	100.0	2,495	319	12.8	11.0	12.6
	結核診査協議会	10	9	90.0	515	41	8.0	5.0	7.0
	国民健康保健運営協議会	10	10	100.0	213	27	12.7	11.3	11.6
	損害評価会	7	0	0	216	0	0	-	0
	漁港管理会	3	1	33.3	58	2	3.4	-	3.5
	地方港湾審議会	6	3	50.0	204	7	3.4	-	2.9
	水防協議会	5	1	20.0	152	4	2.6	-	2.6
	土地区画整理審議会	9	1	11.1	538	1	0.2	-	0.2
	建築審査会	10	4	40.0	68	4	5.9	-	5.9
	小 計	115	69	60.0	5,752	495	8.6	9.8	8.3
合 計		1,839	843	45.8	49,223	3,807	7.7	7.3	7.3

注 審議会の数については、各都道府県、各指定都市を単位とする。

(4) 委員会及び委員における婦人の選任状況（法律により設置されているもの－地方自治法第180条の5参照）

区分	名 称	6 1 年			5 5 年	6 0 年
		委 員 数	うち女子	女子の比率	女子の比率	女子の比率
都 道 府 県	教 育 委 員 会	人 2 3 4	人 3 2	％ 1 3.7	％ ※9.6	％ 1 4.6
	選 挙 管 理 委 員 会	1 8 8	1 6	8.5	※6.4	8.6
	人 事 委 員 会	1 4 1	3	2.1	※1.1	2.1
	監 査 委 員	1 8 6	0	0	※0.4	0
	公 安 委 員 会	1 7 0	1	0.6	0	1.2
	地 方 労 働 委 員 会	7 8 7	1	0.1	0.1	0.3
	収 用 委 員 会	3 4 0	4	1.2	0	1.2
	海区漁業調整委員会	9 3 0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	4 7 4	5	1.1	0	1.1
	小 計	3,4 5 0	6 2	1.8	1.4	1.9
指 定 都 市	教 育 委 員 会	5 0	8	1 6.0		1 4.0
	選 挙 管 理 委 員 会	4 0	0	0		2.5
	人 事 委 員 会	3 0	0	0		0
	監 査 委 員	4 0	1	2.5		2.5
	農 業 委 員 会	8 2 3	0	0		0.1
	固定資産評価審査委員会	1 0 2	4	3.9		3.5
	小 計	1,0 8 5	1 3	1.2		1.1
合 計		4,5 3 5	7 5	1.7		1.7

注 ※印については指定都市を含む。

(5) 法律に基づいて配置されている委員、相談員における婦人の選任状況

省庁名	委員名	調査時点	総数	うち女子	女子の比率	55年女子の比率	60年女子の比率
			人	人	%	%	%
最高裁判所	民事調停委員	61.4.1	12,493	1,881	15.1	-	14.3
	家事調停委員	61.4.1	13,118	5,162	39.4	39.4	38.8
	司法委員	61.2.1	5,301	497	9.4	-	8.6
	参与員	61.2.1	6,123	2,283	37.3	31.1	37.0
総務庁	行政相談委員	61.8.1	4,573	449	9.8	7.6	9.6
法務省	人権擁護委員	61.6.30	11,453	1,617	14.1	11.1	14.0
	保護司	61.1.1	48,452	9,677	20.0	20.9	19.8
文部省	社会教育委員	61.6.1	849	141	16.6	12.0	15.5
厚生省	民生委員・児童委員	61.6.1	156,959	62,416	39.8	34.5	39.6
	婦人相談員	60.4.1	520	466	89.6	86.3	90.5
	身体障害者相談員	61.6.1	9,134	715	7.8	-	7.3
	戦傷病者相談員	61.7.28	940	2	0.2	0.3	0.2
	母子相談員	61.6.1	923	908	98.4	99.7	98.2

注1. 最高裁判所、総務庁及び法務省の所管のもの及び厚生省の婦人相談員、戦傷病者相談員については、当該省庁調べによる。

2. 文部省の社会教育委員については、都道府県段階の数である。

(6) 女子公務員の採用状況

① 都道府県（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者

区 分		61 年			55年	60年
		計	うち女子	女子の比率	女子の比率	女子の比率
		人	人	%	%	%
上級 (大学卒)	合格者	4,308	408	9.5	4.7	9.2
	採用者	3,473	377	10.9	4.1	(9.5)
中級 (短大卒)	合格者	1,050	258	24.6	15.5	23.4
	採用者	569	151	26.5	14.6	26.7
初級 (高校卒)	合格者	3,472	1,576	45.4	35.3	39.2
	採用者	2,196	1,065	48.5	33.7	(39.5)

注1. () 内は男女の区分不明の県を除いたものである。

2. 中級については、該当20都道府県を集計したものである。

3. 55年の採用者比率については、東京の数を除く。

② 指定都市（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者

区 分		61 年			55年	60年
		計	うち女子	女子の比率	女子の比率	女子の比率
上(大学 級)	合 格 者	人 953	人 135	% 14.2	% 6.7	% (12.9)
	採 用 者	775	107	13.8	8.1	13.2
中(短大 級)	合 格 者	212	153	72.7	44.9	(68.7)
	採 用 者	188	142	75.5	46.2	74.3
初(高校 級)	合 格 者	897	408	45.5	41.9	(47.2)
	採 用 者	659	279	42.3	41.0	38.1

注1. () 内は、男女の区別不明の市を除いたものである。

2. 中級については、該当8市を、初級については該当9市を集計したものである。

3. 55年の比率については、大阪を除く。

(7) 女子公務員の登用状況

① 都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上）の数

区 分		61 年			55年	60年
		総 数	うち女子	女子の比率	女子の比率	女子の比率
本 庁	計	人 14,061	人 129	% 0.9	% -	% 0.8
	知事部局	9,058	120	1.3	0.7	1.1
	教育委員会	1,110	6	0.5	-	0.3
	そ の 他	3,893	3	0.1	-	0.1
支 庁 及 務 所	計	15,846	494	3.1	-	3.5
	知事部局	12,842	465	3.6	3.2	3.9
	教育委員会	1,725	15	0.9	-	0.9
	そ の 他	1,279	14	1.1	-	1.1

注1. 本庁の「その他」については、議会事務局、各種行政委員会並びに警視庁又は道府県警察本部等であり、知事部局及び教育委員会を除くすべてを含む。

2. 支庁及び地方事務所の「教育委員会」については、学校長、教頭は含まない。

② 指定都市における管理職（本庁の課長相当職以上）の数

区 分		6 1 年			5 5 年	6 0 年
		総 数	うち女子	女子の比率	女子の比率	女子の比率
本 庁	計	人 4,871	人 87	% 1.8	% —	% 1.7
	市長部局	3,405	83	2.4	0.9	2.2
	教育委員会	438	4	0.9	—	0.6
	そ の 他	1,028	0	0	—	0.1
支 出 庁 張 及 び 所	計	4,562	185	4.1	—	4.0
	市長部局	3,841	164	4.3	0.4	4.1
	教育委員会	212	9	4.2	—	3.2
	そ の 他	509	12	2.4	—	3.1

注 1. 本庁の「その他」については、議会事務局、各種行政委員会、市警察本部及び消防本部等で、市長部局及び教育委員会を除くすべてを含む。

2. 支庁及び出張所の「教育委員会」については、学校長、教頭は含まない。

2 婦人問題企画推進本部の動き

(1) 婦人問題企画推進本部の存続決定

昭和50年9月23日、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、婦人問題企画推進本部（本部長内閣総理大臣）が、総理府に設置された。この閣議決定は、昭和61年1月17日に一部改正され、同本部は「国連婦人の10年」終了後も拡充され存続することとなった。改正点は次のとおりである。

- ① 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議における決定事項の国内施策への取入れ及び女子差別撤廃条約の実施に伴う施策、その他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進することを設置目的としたこと。

- ② 従来参加しなかった省庁の事務次官等が本部員に加えられ、構成省庁を全省庁に拡大したこと。

- ③ 本部長は、有識者の参集を求めることとなったこと。

婦人問題企画推進本部の構成

	(旧)	(新)
本部長	内閣総理大臣	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官	内閣官房長官
本部員	内閣官房副長官	内閣官房副長官
		警察庁長官
		総務事務次官
		北海道開発事務次官
		防衛事務次官
	経済企画事務次官	経済企画事務次官
		科学技術事務次官
		環境事務次官
		沖縄開発事務次官
		国土事務次官
	法務事務次官	法務事務次官
	外務事務次官	外務事務次官
	大蔵事務次官	大蔵事務次官
	文部事務次官	文部事務次官
	厚生事務次官	厚生事務次官
	農林水産事務次官	農林水産事務次官
		通商産業事務次官
		運輸事務次官
		郵政事務次官
	労働事務次官	労働事務次官
		建設事務次官
	自治事務次官	自治事務次官

(2) 婦人問題企画推進有識者会議の設置

婦人問題企画推進本部の設置について閣議決定が昭和61年1月17日に一部改正されたことにより、婦人問題企画推進会議についての昭和50年9月23日の閣議口頭了解は廃止され、かわって婦人問題企画推進本部長が有識者の参集を求めることができることとされた。

これに基づき、昭和61年2月28日の婦人問題企画推進本部長決定により婦人問題企画推進有識者会議が設置され、同会議出席者として有識者28名を決定した。

婦人問題企画推進有識者会議出席者名簿

芦 川	緑	(全国地域婦人団体連絡協議会常任理事)
有 田	幸 子	((社)日本看護協会第一副会長)
有 馬	真喜子	(ジャーナリスト)
石 原	一 子	((株)高島屋常務取締役)
緒 方	貞 子	(上智大学教授)
加 藤	文 郎	(全国中小企業団体中央会理事・事務局長)
影 山	裕 子	(日本電信電話株式会社東京支社広報宣伝部担当部長)
熊 崎	清 子	(全日本労働総同盟婦人局長)
小 泉	清 子	(東京商工会議所常任理事、株式会社鈴乃屋代表取締役社長)
佐 藤	欣 子	(弁護士)
佐 藤	洋 子	(朝日新聞記者)
高 梨	昌	(信州大学教授)
高 橋	展 子	(前デンマーク国駐劔特命全権大使)
竹 部	喜代子	(全国農協婦人組織協議会会長)
中 村	紀 伊	(主婦連合会副会長)
西 川	潤	(早稲田大学教授)
人 見	康 子	(慶応義塾大学教授)
深 尾	凱 子	(読売新聞社編集局編集委員)
福 武	直	(前社会保障研究所長、東京大学名誉教授)

藤 原 房 子 (ジャーナリスト)
 松 本 惟 子 (電機労連婦人対策部長)
 宮 崎 勇 (大和証券経済研究所理事長)
 望 月 哲太郎 (日本体育・学校健康センター理事長)
 諸 井 康 (秩父セメント株式会社代表取締役・会長)
 矢 口 光 子 ((社) 農村生活総合研究センター専務理事)
 山 野 和 子 (日本労働組合総評議会婦人局長)
 山 本 和 代 (日本女子大学女子教育研究所主任研究員)
 山 本 宣 正 ((財) 医療機器センター専務理事)

(五十音順)

第1回総会が、昭和61年3月24日開催され、互選により座長に高橋展子氏が選ばれ、座長代理として福武直氏が指名された。

また、婦人問題企画推進本部から「長期的展望にたった婦人関係施策の推進についての意見」の取りまとめを求められた同会議は、婦人関係施策の企画及び推進のため、長期的展望に立って討議を重ね、意見を取りまとめていくにあたって、その作業のための小グループ（ワーキンググループ）をつくること、及び折々の婦人関係重要事項については随時座長招集により討議することとされた。

(3) 婦人問題企画推進有識者会議における西暦2000年に向けての長期的展望にたった婦人関係施策の推進についての検討状況について

婦人問題企画推進有識者会議（座長 高橋展子）では、西暦2000年に向けての長期的展望にたった婦人関係施策の推進について検討が行われているところであるが、昭和61年10月9日以下のとおり同会議の意見の取りまとめの方向づけが中間的にまとめられ、公表された。また、同会議は、第2回総会を昭和61年11月13日に開催し、今後各方面の意見を踏まえて、最終意見を62年2月提出する予定で取りまとめに向かって起草委員8名を決定し、鋭意検討を続けることとしている。

婦人問題企画推進有識者会議意見の取りまとめの方向について

はじめに

- (1) 本年3月、婦人問題企画推進有識者会議は、婦人問題企画推進本部（本部長 内閣総理大臣）から、来るべき21世紀に向けて婦人の地位向上を図るための「長期的展望にたった婦人関係施策の推進についての意見」（以下「意見」と言う。）の取りまとめを求められた。その後本会議では、関係省庁からのヒヤリングを行う等、鋭意検討を進めているところであるが、今後は以下に述べるような方向で「意見」の取りまとめについて検討を深めることとしたい。
- (2) 「意見」は、同本部の設置の趣旨にかんがみ、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」と言う。）の国内施策への取り入れ及び女子差別撤廃条約の実施に伴う施策その他婦人に関する施策の企画及び推進に資するための提言を行うこととする。このため、①「国連婦人の十年」の間における国内行動計画の成果を評価し、今後とも継続して努力すべき課題を明らかにすること、②さらに西暦2000年に向けての我が国社会の変化、発展及び国際社会の動向を展望し、新たな要請への対応のために努力すべき課題を明らかにすることが必要であると考え。
- (3) また、婦人の地位向上を図るために、今後とも国が率先して努力すべきことを望むものではあるが、地方公共団体、関係諸機関、諸団体の対応、さらには、女性自身の努力や、男性の側の認識等を喚起し、社会全体が共通の目標に向かって着実な歩みを重ねていくよう示唆することが重要である。したがって「意見」においては、国に対する提言とともに広く関係各層に対しても提言を行うことが必要であると考え。
- (4) 以上の視点から、「意見」は大筋次の4項目で構成することとし、各項においては、それぞれ以下に述べるような指摘事項を中心に「意見」を取りまとめることが適当であると考え。

（「意見」の構成）

I 基本的考え方

II 我が国の婦人の現状、展望と問題点

III 西暦2000年に向けての対応

IV 目標達成への努力

- (5) なお、今後の検討においては、「本意見の取りまとめの方向について」に対し、地方公共団体を始めとする関係諸機関、諸団体や国民各層から広く意見が寄せられることを期待し、それらを踏まえて十分論議を尽くすこととしたい。

I 基本的考え方

〔本項においては、「意見」の取りまとめに当たっての本有識者会議の基本的認識、考え方を明らかにし、以下の事項を指摘することが適当であると考える。〕

- (1) 我が国における婦人問題をめぐる認識は「国連婦人の十年」の間に画期的な進展を遂げたといつてよいこと。政府、地方公共団体、また全国各地の民間諸団体及び国民一般の間で男女平等を実現するための努力が着実に強まったこと。
- (2) 政府は、婦人問題企画推進本部を発足させ、国内行動計画の策定、推進を図り、その結果女子差別撤廃条約の批准を始め、男女雇用機会均等法の制定、民法、国籍法及び国民年金法の改正等が実現し、男女平等についての諸法制の基本的枠組みが整備されたことは、一つの歴史的な転換期を画すものであったとして評価できること。
- (3) しかしながら、婦人問題の実質的な解決の歩みはようやく始まったばかりであり、今後は整備された枠組みを十分に機能させ、制度上のみならず、実際上の婦人の地位向上を図るための不断の努力が、新たな視点・方策のもとに一層推進されなければならないこと。
- (4) その場合、実質的な婦人問題の解決にとっての最も大きな障害は、①日常生活に深く根ざしている固定的な性別役割分担意識とこれに基づく社会的慣習が存在していること、②また、女性のライフサイクルの変化に対応して十分な能力発揮を期待し得るような社会システムが未だ形成されていないことにあり、こうした障害の除去、改善に向けての積極的な努力の必要性を特に強調すべきであること。
- (5) 女子差別撤廃条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃するために各国が自国にとって適当な諸措置を講じ、その進捗を図るべきことを求めており、また、「ナイロビ将来戦略」は、平等・発展・平和の達成を目指し婦人の地位向上を図るための新たな具体的方策をガイドラインとして各国に示し、各国の国内施策に取り入れるべきことを求めていること。こうした要請に応えることが国際社会における我が国

の責務であると考えられること。

- (6) 近年、急激な社会経済の変化とともに女性の社会参加の増大と女性の主体的な選択による生涯生活パターンの多様化が進んでいること。

また、西暦2000年に向けての我が国の将来社会を展望すると急速な高齢化など更に大きな諸変化が予想され、女性の生涯に様々な影響を及ぼすことが確実視されること。

したがって、今後とも我が国社会がこうした諸変化に適切に対応し、発展していくためには女性の多様な選択を容易にするとともに、女性が男性と等しくその能力を十分に発揮し、今後の新しい社会の形成に貢献すべきことが期待されること。

Ⅱ 我が国の婦人の現状、展望と問題点

〔本項においては、「国連婦人の十年」を経た現在の婦人の状況と今後の展望についての基本的な認識を明らかにし、現在及び将来における問題点を示唆し得るよう、以下の事項について指摘することが適当であると考える。〕

- (1) これまでの我が国社会経済の急激な変化は、女性の社会参加の増大等をも促すとともに、女性の側からの積極的な貢献によって社会の発展は支えられてきたものであること。また今後の我が国社会の将来像を展望すると、①人口高齢化、②技術革新、サービス経済化の進展等による産業構造の変化、③国際化の進展等の諸変化が著しく、これらは女性の生涯に様々な影響を与えるとともに、一方社会の発展のためには女性の能力の十分な発揮が不可欠とされること。こうした認識の下に、社会経済の変化の現状と今後の展望についてできるかぎり明らかにして示すこと。
- (2) 女性のライフサイクルは、近年、平均寿命の伸長、出生児数の減少、進学率の上昇等によって著しく変化していること。こうしたライフサイクルの変化は、とりわけ女性の社会参加の増大と女性の主体的な選択による生涯生活パターンの多様化によるところが大きいこと。このような傾向は今後とも一層強まることが確実視されるという認識のもとに、必要とされる対応策を明らかにするため現在及び将来における問題点を示すこと。
- (3) 我が国の家族は、特に高度経済成長の過程において、都市勤労者世帯の増加、核家族の増加、小規模家族の増加等著しい構造変化が進み、子供の養育・教育、病弱

者・老親の介護における家族機能が大きく変容していること。今後は本格的な長男・長女社会への移行に加えて女性の社会参加の増大等により、特に我が国の現状においては家族的責任が女性に大きく偏っていることから生じる問題が大きくなることも予想されること。また、固定的な性別役割分担型家族の減少や高齢者夫婦のみ世帯、高齢女性単身世帯等の増加が見込まれること。こうした家族構造の諸変化に伴い婦人問題の所在が変化するといった認識の下に、必要とされる対応策を明らかにするため、現在及び将来における問題点を示すこと。

Ⅲ 西暦２０００年に向けての対応

〔本項においては、「Ⅰ基本的考え方」、「Ⅱ我が国の婦人の現状、展望と問題点」を踏まえ、国内行動計画の成果を評価し今後とも継続して努力すべき課題を明らかにするとともに、さらに西暦２０００年に向けて新たに努力すべき課題を明らかにすることとし以下の事項を指摘することが適当であると考える。〕

- (1) 西暦２０００年に向けての婦人関係施策の推進については、制度上のみならず実際上の婦人の地位向上を図るための努力が重要であることから、広範な行政分野にわたる各施策の総合的かつ効果的な推進を図るための新たな視点・方策を明らかにする必要があること。
- (2) また、女性の多様な選択に対応する条件整備を図るための努力が必要であることから、女性の生涯における各ライフステージ及び生活領域に応じた各般の施策が、有機的な連携を保ちつつ体系づけられる方向を明らかにする必要があること。
- (3) 婦人の地位向上を図るための国の施策の推進の重要性はいうまでもないが、国の施策と連動して、地方公共団体の施策、民間諸機関・諸団体の対応、女性自身の努力及び男性の側の認識等、社会全体が共通の目標に向かって努力を重ねることが重要であること。したがって、西暦２０００年に向けての対応の方向を示すものとして、以下に掲げるような基本目標を明らかにし、さらに、目標達成のための重点課題を掲げ、制度上のみならず実際上の婦人の地位向上を図るための具体的な国の施策の推進の方向と関係方面における必要な努力の方向を明らかにする必要があること。

〔基本目標〕

〔重点課題〕

男女共同参加型社会システムの形成をめざす

- | | |
|--------------------|--|
| Ⅰ 男女平等をめぐる意識変革 | 1 固定的性別役割分担意識の是正
2 学校教育の見直しと社会教育の推進
3 母性の重要性についての認識の浸透 |
| Ⅱ 平等を基礎とした男女の共同参加 | 4 女性の人材育成と政策・方針決定への参加の促進
5 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
6 地域活動における男女共同参加の実現
7 男女共同参加型家族の形成 |
| Ⅲ 多様な選択を可能にする条件整備 | 8 生涯学習体系、能力開発体系の樹立
9 育児環境等の整備
10 多様な就業形態における就業条件の整備
11 農山漁村婦人対策等の推進 |
| Ⅳ 老後生活をめぐる女性の福祉の確保 | 12 社会保障の充実
13 福祉サービスの整備 |
| Ⅴ 国際協力と平和への貢献 | 14 国際化の進展に対応する女性の国際協力の推進及び平和への貢献 |

Ⅳ 目標達成への努力

〔本項においては、「Ⅲ西暦2000年に向けての対応」を踏まえ、国内行動計画の諸目標達成のために積み重ねられた努力を更に継続し、西暦2000年に向けて新たな目標達成のため、国を始め各方面に対し、それぞれの立場でなすべき努力、対応

の方向について提言することとし、以下の事項を指摘することが適当であると考える。

- (1) 国に対しては、西暦2000年までに採るべき施策の方向を示した新行動計画を策定し、目標達成に向けて強力に計画の推進を図るべきであること。その場合新たな計画は、2000年に向けて①長期的に努力すべき重点課題の基本的方向を明らかにするとともに、②4～5年程度の期間を対象として、重点的に努力すべき具体的施策の方向を明らかにすることが肝要であること。また国は、計画策定後、その推進を図るためのフォローアップ体制を充実するとともに、適時適切な計画の見直しを行うことが必要であること。更に、国は、政府の主要な計画、施策の中に婦人問題を適切に位置づけ、婦人の意見を取り入れるため格段の努力をすべきこと等について提言すること。
- (2) 地方公共団体に対しては、この十年の間に、全都道府県・政令指定都市において、婦人問題を総合的に取扱う組織が設置され、地域の実情を踏まえた婦人問題に関する長期計画が策定、推進される等、積極的な取組が行われてきたこと。今後においても、日常生活圏に根をおろした地方公共団体の取組は、婦人の地位向上にとって極めて重要な役割を持つものであること。このため国に対して提言したと同様の努力が地方公共団体に対しても望まれることについて提言すること。
- (3) 民間諸機関・諸団体に対しては、社会のあらゆる分野及び様々なレベルにおける女性の参加を着実に促進するうえで関係各方面の努力・協力が重要かつ不可欠であること。このため今後も本意見の趣旨に沿ったそれぞれの立場からの努力が望まれることについて提言すること。

また、婦人問題の解決に当たっては、女性自らが組織する婦人団体の果たす役割は極めて大きいこと。またこの十年の間全国組織の婦人団体が密接に連携するとともに全国各地の婦人団体が実践的な活動を精力的に進めたことは評価されるものであること。このため、今後においても、こうした連携、特に「草の根」活動が推進されることが望まれることについて提言すること。

- (4) 企業の労使については、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った企業内における自主的な雇用管理改善に対する努力、工夫が求められること。このため、企業の経営者及び労働組合の双方が、それぞれ企業経営の運営や労働組合の基本方針の決定に当たって婦人問題の重要性を適切に位置づけ重視すべきことが望まれるとともに女子

労働者自らの能力開発に向けての努力が求められることについて提言すること。

- (5) 女性自身の努力、男性の意識の喚起については、一人一人の自主的な努力や自覚が必要であり、これらが婦人の地位向上についての基礎となることについて提言すること。また、固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念を変革するに当たってマス・メディアの果たす役割が非常に大きいこと。このため、マス・メディアに対しては、制作、広告等を含めて婦人問題の観点からの自主的な取組、検討が望まれることについて提言すること。

(4) 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（仮称）」の策定について

婦人問題企画推進有識者会議の中間的とりまとめにおいて、「国は西暦2000年までに採るべき施策の方向を示した新国内行動計画を策定する必要がある。」という方向が示されたことを踏まえ、婦人問題企画推進本部は「西暦2000年に向けての新国内行動計画（仮称）」の策定の検討作業に着手することとし、同有識者会議の意見の提出を待ち、その趣旨に沿って新国内行動計画を策定することを、10月9日、婦人問題企画推進本部幹事会にて決定した。日程は以下のとおりである。

「西暦2000年に向けての長期的展望にたった婦人関係施策の推進について」の婦人問題企画推進有識者会議の意見のとり

まとめについての依頼 本部

61年3月

婦人問題企画推進有識者会議「意見のとりまとめの方向について」公表

61年10月

婦人問題推進地域会議開催（開催地3ヶ所：千葉市、新潟市、
山口市）

61年10月

本部省庁における新国内行動計画案の検討

61年10月～62年3月（予定）

婦人問題企画推進有識者会議の本部長への意見提出

62年2月（予定）

新国内行動計画の婦人問題企画推進本部決定

62年3月（予定）

3. 研究会、審議会等報告

以下は、研究会、審議会等による報告で、特に婦人に関するものを抜粋したものである。詳細については本報告にあたられたい。

(1) 「税制の抜本的見直しについての答申」(昭和61年10月28日)及び「昭和62年税制に関する答申」(昭和61年12月)について

政府税制調査会は、昭和60年9月に内閣総理大臣から「最近における社会経済情勢の推移と将来の展望を踏まえつつ、公平かつ公正な国民負担の実現、簡素で分かりやすい制度の確立及び活力ある経済社会の構築を目指し、かつ、国民の選択の方向を十分くみとり納税者の理解と協力を得られるような望ましい税制のあり方について審議を求める。審議のとりまとめに当たっては、まず、税負担の軽減、合理化のための方策について明らかにし、次いでその財源確保のための方策等を含めた税制改革の全体的方向について明らかにすることとされたい。」との諮問を受けた。このため、同一調査会は、税制の抜本的見直しに着手し、3つの特別部会及び専門小委員会を設置して、1年余をかけて本格的な審議検討を行ってきた。そのうち所得税及び個人住民税の諸問題については、第2特別部会が検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

昭和61年2月25日に出された「課税単位に関する専門小委員会報告」において、専業主婦の夫の稼得に対する貢献を評価する方策を考えてはということで、夫婦の所得を合計して二分し、税率をかけて二倍するという、いわゆる「二分二乗制」が検討された。しかし、この制度では、夫だけが働く片稼ぎ世帯が有利であるという理由と配偶者の有無による税負担の変動が大きくなりすぎるという理由から採用されなかった。

また、「専業主婦の家事労働に見合う金額をはじき出し、その分を片稼ぎの世帯の所得に合算するか、共働きの所得から差し引こう」ということも考えられたが、家事労働の金銭評価は困難であるとされた。

そこで、今後の検討の方向として出されたのが「専業主婦特別控除制」である。

その後、4月に出された「第二特別部会中間報告」においても、「配偶者に対する特別の控除」として、「主として片稼ぎの給与所得者世帯につき、家事労働を行う配

偶者の所得稼得への貢献にも配慮しつつ、その税負担の軽減を図るため、現行の配偶者控除に加え特別の控除を設ける。」としている。

この「特別控除制」を導入するメリットとして、「パート問題」の解決が挙げられている。現行の税制では、パートで働く妻は、所得が90万円以下であれば、給与所得控除57万円と基礎控除33万円が差し引かれるため課税されず、またその夫には33万円の配偶者控除がある。ところが90万円を超えると、夫は配偶者控除が受けられなくなり、また企業によっては、配偶者手当等が支給されなくなる等から妻の所得があっても、世帯又は扶養控除の額を調整する仕組みを導入することが考えられるとしている。。

さらに、当税制調査会は、昭和61年12月、この抜本答申の趣旨を踏まえ、税制改革の全体像を示すとともに、当面の課題である昭和62年度の税制改革についての具体案をとりまとめ、「昭和62年度の税制改革に関する答申」を行った。

1 所得税…配偶者特別控除

(1) 控除額

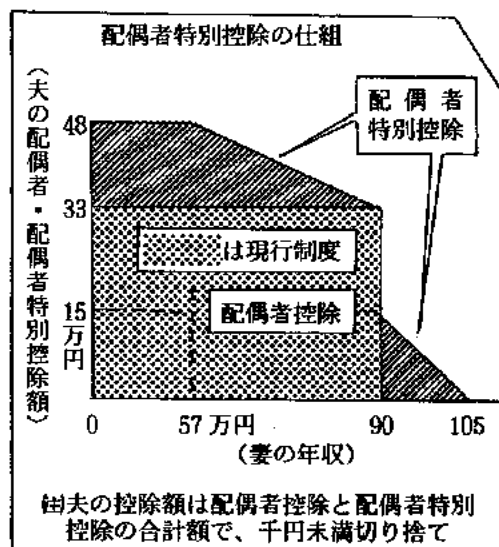
- ① 15万円とする。
- ② 合計所得金額800万円以下の者について適用する。
- ③ 昭和62年分は、112,500円とする。

(2) 配偶者に所得がある場合の控除額の調整

次により、配偶者特別控除額を調整する。

① 控除対象配偶者の場合

$$15\text{万円} - \left[\text{控除対象配偶者の所得} \times \frac{15\text{万円}}{33\text{万円}} \right]$$



妻の年収と夫の控除額
(単位万円)

妻の給与年収	夫の控除額 新制度	夫の控除額 現行
57以下(0)	48.0	33.0
60 "(3)	46.6	33.0
70 "(13)	42.0	33.0
80 "(23)	47.5	33.0
90 "(33)	33.0	33.0
95 "(38)	30.0	0
100 "(43)	15.0	0
105以上(48以上)	0	0

② カッコ内は妻の給与と所得控除額の所得

② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合

15万円－〔その配偶者の所得金額－33万円〕

2. 個人住民税…配偶者特別控除

(1) 基礎控除、配偶者控除、扶養控除

① 各控除を次のとおり引き上げる。

項	目	改正案	現行
基礎控除		28万円	(26万円)
配偶者控除		28 "	(26 ")
うち	老人控除対象配偶者	29 "	(27 ")
	同居特別障害者	36 "	(34 ")
扶養控除		28 "	(26 ")
うち	老人扶養親族	29 "	(27 ")
	同居特別障害者	36 "	(34 ")
	同居老親等	33 "	(31 ")

② 上記の引上げは昭和62年度に実施する。

(2) 配偶者特別控除

① 控除額

イ 12万円とする。

ロ 合計所得金額800万円以下の者に適用する。

② 配偶者に所得がある場合の控除額の調整

次により、配偶者特別控除額を調整する。

イ 控除対象配偶者

$12\text{万円} - \left(\text{控除対象配偶者の所得金額} \times \frac{12\text{万円}}{33\text{万円}} \right)$

ロ 控除対象配偶者以外の配偶者の場合

$12\text{万円} - (\text{その配偶者の所得金額} - 33\text{万円}) \times 0.8$

③ この控除は昭和63年度から設ける。

(3) 白色事業専従者控除

① 配偶者である事業専従者についての事業専従者控除を60万円（現行45万円）に引き上げる。

② 上記の引上げは昭和63年度に実施する。

なお、昭和62年分の所得税に係る配偶者控除については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」（昭和61年12月26日）により、最近における社会経済情勢に鑑み、昭和62年度分について、その負担の軽減を図るため、同年分の所得税に係る配偶者控除の額については、33万円に5万円を加算した金額とすることとなった。

さらに大蔵省では、これらを受けて、昭和61年12月14日、「昭和62年度税制の大綱」を発表した。

(2) 教育改革に関する第二次答申（臨時教育審議会 昭和61年4月23日）

昭和59年9月、内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受けた臨時教育審議会は、60年6月「教育改革に関する第一次答申」の中で、改革に必要な主要課題を提案した。これを基に、本審議会は、波及効果の大きい課題及び国民が強く期待している課題を重視しつつ審議を続け、昭和61年4月「教育改革に関する第二次答申」を取りまとめ、21世紀に向けての教育の基本的な在り方を示すとともに、家庭、学校、社会を通じる教育改革の諸課題について総合的、基本的な改革提言を行った。

本答申は、第1部「21世紀に向けての教育の基本的な在り方」、第2部「教育の活性化とその信頼を高めるための改革」、第3部「時代の変化に対応するための改革」、第4部「教育行財政改革の基本方針」の4部で構成されている。第2部においては、生涯学習体系への移行のための家庭、学校、社会の教育を通じる基本的な方策を示した。なかでも「家庭の教育力の回復」の章では、家庭教育の役割と重要性を明らかにするとともに、これを活性化するために講ずべき方策を次のように提言した。

（家庭教育の活性化）

家庭・学校・地域の三者が一体となって子どもを育てる視点に立ち、家庭が自らの役割や責任を自覚するとともに、家庭基盤の整備の推進などにより、家庭の教育力の回復を図る必要がある。

ア、親となるための学習を充実する。この観点から家庭科等を見直す。

イ、子どもの心をめぐるカウンセリングの普及を図る。その他、育児休業や新井戸

端会議などを推進し、家庭が教育力を回復するための援助を行い、家庭基盤の整備を図る。

ウ．生命や自然への畏敬の念をもつなどの情操を養い、心と体の健康を育むため、自然体験学習、都市と農山漁村との交流を推進するほか、地域の教育力の活用と活性化を図る。

エ．家庭・学校・地域が、それぞれの役割を踏まえつつ連携し、三者一体となって子どもを育てるための環境をつくる。この観点から、PTA活動の活性化、学校教育活動への地域住民参加の推進、学校給食の見直しなどを行う。

(3) 教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）

（教育課程審議会 昭和61年10月）

本審議会は、昭和60年9月、文部大臣から「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」諮問を受け、その後、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の全体を通じた改善の基本的な方向について総括的な検討を行ってきた。

このまとめは、これまでの検討の結果について一応のとりまとめを行ったものであり、答申は、昭和62年末を目途としている。

「女子差別撤廃条約」批准のための国内の条件整備の一環として問題となっていた「男女家庭科共修」については、「各教科、科目等の内容について」の「家庭、技術・家庭」において以下のように述べている。

(1) 小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科及び高等学校の家庭科については、家庭を取り巻く環境や社会の変化等に対応し、男女が協力して家庭生活を築いていくことや、生活に必要な知識と技術を習得させるという観点に配慮し、その内容及び履修の在り方について改善を図るとともに、実践的・体験的な学習が一層充実するよう改善を図る。

(2) 各学校段階の個別の事項については、次のように改善を図る。

① 小学校の家庭科については、他教科等との関連及び中学校の技術・家庭科の履修の在り方との関連等も考慮し、内容の見直しを行う。

② 中学校の技術・家庭科については、次の方向で検討する。

ア．基礎的・基本的な内容の指導の徹底を図る観点から現行の領域について内容

の見直しを行うとともに、時代の進展や家庭の機能の変化等に対応する観点から、新たに情報処理の基礎及び家族や家庭生活に関する領域を加える。そのことにより、領域は、例えば、次のように設定する。

木材加工、金属加工、機械、電気、栽培、情報基礎（仮称）

被服、食物、住居、保育、家庭生活（仮称）

イ、上記の領域の中から、原則として7領域以上を履修させるものとする。その場合、生徒を取り巻く生活環境や家庭の機能の変化等に対応するため、木材加工、電気、食物及び家庭生活の4領域については、全ての生徒に履修させるものとする。なお、各領域の構成（領域の区分の設定等）や内容及び授業時数については、更に具体的に検討する。

③ 高等学校の家庭科については、次の方向で検討する。

ア、「家庭一般」については、単位数は現行どおり4単位とし、時代の進展等を考慮して内容の見直しを行う。

「家庭一般」のほかに、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応ずることができるようにするため、新しい科目として、例えば、「生活技術」（仮称）及び「生活一般」（仮称）を設けることについて、担当教員の確保、施設設備の整備等との関連を考慮しながら検討する。新たに設ける科目の単位数は4単位とし、おおむね次のように構想するが、その具体的内容については引き続き検討する。

「生活技術」（仮称） 家庭生活に関する基礎的な知識とともに、家庭生活に必要な電気、機械、情報処理、園芸などの技術のいずれかに重点を置いて習得させる。

「生活一般」（仮称） 前半 家庭生活に関する基礎的な知識と技術を共通に習得させる。
後半 生徒の興味・関心等に応じ、家庭生活に関する内容から幾つかを選択して履修させ、家庭に関する知識と技術を更に深めて習得させる。

イ、上記の科目のうち1科目を全ての生徒に選択履修させることとする。ただし、「生活一般」（仮称）を選択する場合、後半（2単位）の部分については、学校の実態からみて止むを得ないときは、当分の間、「生活一般」（仮称）と関

係が深いと考えられる、例えば、技術や情報などに関する科目又は「体育」の履修をもって替えることができるようにすることについて検討する。

(4) 長寿社会への構図 - 人生80年時代の新たな経済社会システム -

(国民生活審議会総合政策部会政策委員会 昭和61年4月)

21世紀の我が国社会を真の「長寿社会」とするためには、高齢化を始めとした国民生活をとりまく経済社会の条件変化に伴う諸問題を克服し、国民の生涯生活構造の変容を織り込んだ人生80年時代にふさわしい経済社会システムの設計と再構築を進めていく必要があるため、国民生活審議会総合政策部会政策委員会は、こうした問題意識の下に、昭和59年9月以来、「人生80年時代の新たな経済社会システムのあり方」について調査審議を行ってきた。

本報告は、こうした認識の下に、国民の生涯からみた現行経済社会システムの問題点を明らかにした上で、長寿社会にふさわしい新たな経済社会システムの設計の基本的考え方と主要なサブシステムの課題を提示している。

新たなシステムは、①経済的負担や時間的余裕が人生の特定時期に偏在しない生涯を通じた自己実現と②教育・労働・余暇に関して必要なときに多様で柔軟な選択を行い得る生涯生活設計を可能とし、また、③社会参加活動等を通じ或いは地域を場とする横断的な人々の結びつきを促進し、かつ、④自立と連帯を重んじ個性豊かな創造的活動を促進する等の経済社会の活力の維持増進機能を有するものでなければならない。

また、主要なサブシステムとして、①働くことを通して自己実現を可能とし、生涯にわたって安定的な経済生活の基礎を保障する「雇用・年金システム」、②生涯をいきいきと過ごすための心身の基礎条件を増進しあるいは補完する「健康・福祉システム」、③経済社会環境の変化に対応しつつ生涯を通じて自己研鑽や自己実現を可能とする「教育・学習システム」、④生涯を安全で快適に暮らし連帯感のある人と人とのつながりをもつことを可能とする「住宅・生活環境システム」を、それぞれの有機的な連携を保ちつつ、21世紀までの残された期間内に構築していくことが急がれる。

こうした課題に応えていくためには、社会資本サービス・住宅等のストック面を重視し

つつ、経済成長の成果を、将来にわたる国民生活の向上に積極的に配分していくことが求められているとし、このようにして人生８０年時代にふさわしい経済社会システムを構築していくことは、ひいては内需主導型成長にも資するものであり、また、国際的地位にふさわしい我が国経済社会の実現のために必要であると考えている。

２１世紀に我々がめざすべき社会は、自立した個人が様々な生活の場で連帯していく活力のある社会である。そこでは、自立・自助を基本として、個人がそれぞれの多様な個性を十分に発揮でき、また個人の力の及ばないところは互助を含めた社会的支援が用意されているものでなければならない。そのためには、国、地方公共団体、企業、個人、家庭、地域等が、その役割と責任を自覚しつつ、協力し合うことが必要とされる。

そのことが実行されて初めて、後世に残すべき活力ある豊かな長寿社会への選択が可能となるとしている。

なお、これは後述の長寿社会対策大綱の基礎資料としてまとめられたものである。

(5) 長寿社会対策大綱（閣議決定 昭和６１年６月６日）

２１世紀初頭の本格的な高齢社会の到来に備え、人生８０年時代にふさわしい経済社会システムの構築を目指し、政府が推進すべき長寿社会対策の指針として定められた。

基本方針は

1. 経済社会の活性化を図り、活力ある長寿社会を築く。
2. 社会連帯の精神に立脚した地域社会の形成を図り、包容力ある長寿社会を築く。
3. 生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築く。

であり、以上の基本方針を踏まえ、

①雇用・所得保障システム、②健康・福祉システム、③学習・社会参加システム及び④住宅・生活環境システムに係る長寿社会対策を総合的に推進することとしている。

婦人関係の施策については、①において、生涯の各段階における女子の能力発揮を図る観点から次のように定めている。

現役勤労世代の活力の向上

ア 長期にわたる職業生活を通じた能力の開発等

勤労者の健康を保持しつつ職業能力を継続的に開発し、長期にわたり職業能力を活用することが可能となるよう、企業における教育訓練及び健康管理の計画的実施、勤労者の自己啓発の促進、公共職業訓練の充実等を推進する。

イ 生涯の各段階における女子の能力発揮

女子が能力をその生涯の各段階において有効に発揮できるよう、男女の雇用機会の均等及び待遇の平等の確保、育児休業制度及び女子再雇用制度の普及、パートタイム労働対策等の推進を図る。

(6) NSI (New Social Indicators) — 国民生活指標 —

(経済企画庁 昭和61年3月)

社会指標 (Social Indicators) は、非貨幣的指標をも取り入れて国民の福祉水準を測定することを目的としたものであるが近年、人々の意識、価値観の多様化等から社会指標の再検討が行われ、その結果 NSI (New Social Indicators) が開発された。

NSI の体系は次のような3つの指標群から成っている。

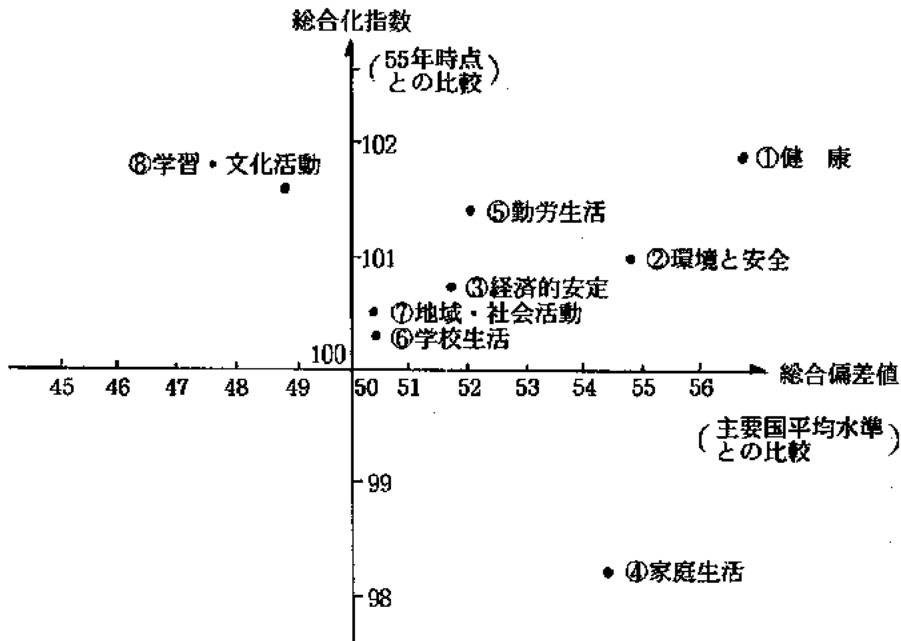
- (1) 生活領域別指標——国民生活の現状と課題の基本的な把握に資するため、国民生活を8つの領域に区分し、各領域ごとに時系列指標並びに国際比較指標を採用している。
- (2) 関心領域別指標——近年人々の関心を呼んでいる経済社会条件の変化の中から6つのテーマを選定し、各領域ごとに指標を採用している。
- (3) 主観的意識指標——国民の生活意識やニーズを主観的あるいは心理的な意識の側面からとらえる世論調査の結果も採用している。

現状や課題の全般的な把握も重要であるため、生活領域別に総合化指数 (時系列比較) と総合偏差値 (国際比較)、関心領域別総合化指数 (時系列比較) を試みに算出してあるが、これらの総合化した数字をもって国民生活の現状と課題を簡単にみると、以下ようになる。

- (1) 生活領域別にみた国民生活の現状と課題

図 1

生活領域別にみた国民生活の現状



上図が8生活領域の総合化指数、総合偏差値からみた我が国の国民生活の評価である。図の上方に位置するほど時系列でみて良くなっており、また右方に位置するほど欧米主要国と比較して優れている領域といえる。

この中で特徴的な領域はまず①の健康で、時系列でみると最も良くなっており、また国際的に比較しても極めて優れていることがわかる。また④の家庭生活は、時系列でみると悪化してきている唯一の領域であるが、国際的に比較するとかなり優れている。

これは主として、離婚率が高水準にあること、それに伴って母子家庭が増加していること、また長寿化とともに、独居老人世帯の割合が増えていることなどが反映されている。もっとも離婚率も独居老人世帯の割合も欧米主要国と比べればむしろ低い割合にあり、それ程深刻な状況にあるというわけではない。

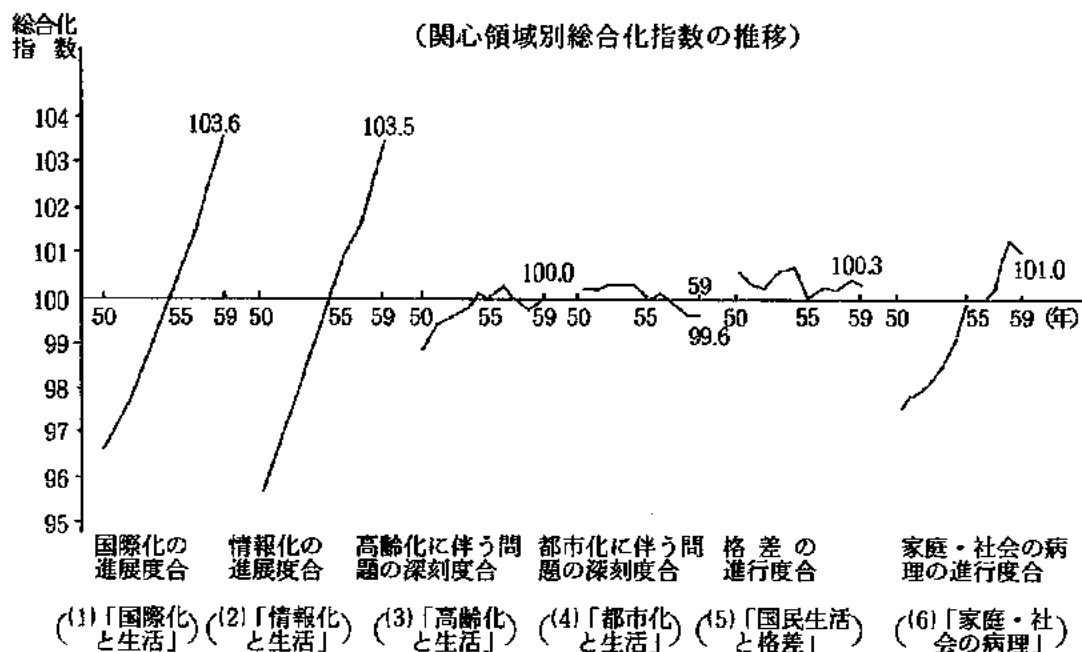
⑧の学習・文化活動は時系列でみるとかなり良くなってきているが、国際的に比較するとまだわずかに劣っている。

(2) 関心領域別にみた国民生活の現状と課題

関心領域別総合化指数は、各領域ごとに主題を設定しそれに沿った個別の時系列

指標を総合化したものであり、図の上方にいくほどそれぞれの主題が進んでいることを表している。

図2 関心領域別にみた国民生活の現状



まず、生活の中の国際化、情報化が急速に進展していることがわかる。また高齢化に伴う問題の深刻度合は昭和50年代初頭までは増していたがその後はほぼ横ばいとなっている。家庭・社会の病理現象は、昭和58年までは急速に進行していたが、58年から59年にかけて歯止めがかかっている、などが読みとれる。

(7) 昭和61年版国民会議白書 - 女子労働と人材活用 -

((社) 社会経済国民会議 昭和61年7月9日)

本書は、2部構成になっており、「第1部」では女子労働の現状を①労働市場、②ライフサイクル、③雇用管理、④能力開発、⑤社会保険の5つの観点から分析し、これをもとに女子労働の今後の望ましい方向を提言している。さらに「第2部」では、昭和60年度の日本経済の動きを分析している。

以下は白書の要約、提言の要約である。

○ 白書の要約

〔変化する女性の労働意識〕

かつては、女性は結婚するまでの花嫁修業的な意味あいや結婚後夫と離死別した場合に労働するケースがほとんどであった。

ところが近年は生活窮迫のために就労するのではなく、家計の補助や生きがいを求めて働く女性が大多数を占めるようになってきている。

女子雇用者の7割は既婚者であり、その2割強は短時間就労者であり、パートタイムの8割は正社員になることを希望していない。

このため、これに応じた労働対策が必要であろう。

〔ライフサイクルの変化が労働市場への進出を促している〕

生涯時間の長期化、出生児数の減少は女性の出産期間、育児期間の割合を大幅に減少させた。このため、子育てからの解放後、労働市場へ再進出しているケースが急速に増えている。

また、高等教育機関への進学率の上昇は女性の労働への意識を向上させ、職業生活を中断することなく継続しようとする女性が増えてきている。

しかし、女性の卒業学部は文学部、家政学部、教育学部が圧倒的であり、職業人としての教育を受けているものが少ない点に問題がある。

〔育児休業制度と再雇用制度の活用を〕

女性は結婚・出産・育児というライフステージごとに職業生活の継続・中断・引退の選択を迫られる。こうした女性特有の現象を改善すべく考えられているのが育児休業制度と再雇用制度である。両制度とも「男女雇用機会均等法」に盛り込まれている。

両制度を活用することは、女性が職業生活を継続していく上で有効な方法となることが期待できる。

ただ、現実企業で採用しているところは一部の業種を除いてあまり多くない。

こうした現状をどう打開していくかが今後の課題である。

〔画一的人事労務管理から多面的管理への転換〕

女子労働者の中にはジョブローテーションやOJTによる長期人材育成の枠外

にあって、職業能力開発を個人で行っている者が多い。そのため、女性は専門性の高い知識や能力を身につけ、よりよい雇用機会を求めて移動するといった新しい就業形態があらわれている。

こうしたことから、従来の日本的人事労務管理施策では対応できない部分も生じてきており、制度・体系の見直しが迫られるようになってきている。

また、働く女性の意識も多様化している。管理職をめざすキャリアウーマンもいれば、専門的能力を生かしてスペシャリスト指向の人もある。パートタイムを選ぶ人もいる。もはや従来の画一的な人事労務管理では対応できず、多面的な管理が求められているのが現状である。

○ 提言の要約

以上のような問題意識を踏まえ、男女雇用機会均等法を生かすため、女性のみならず、男性もそれぞれ意識改革を行い、今後とも継続的にこの問題に関して検討すべきであろう。そのために労働団体、使用者団体、研究機関など各界各層が参加した討論の場をつくり、引き続き、女性の労働と生活について議論を展開することが求められる。そこで、こうした状況に鑑み、以下の通り提言するものである。

1. <女子労働者の職業能力開発への援助とともに女子労働者は職業人としての自覚を高めること。>

女性にとって十分ではない公共職業訓練制度を、女性にも間口を広げる方向で体系全体を見直すとともに、学校教育でも中学、高校段階で本人の職業希望、能力等を勘案した適切な進路指導を行うよう改めるべきである。

また併せて、女性も職業人としての自覚を高め、安易な職業意識を改めなければならない。

2. <職業生活と家庭生活との調和を図ること。>

女性が労働を継続するために、家庭内における育児や病人・老人の介護等について、個人の問題にとどめず、社会的問題として対応すべきである。すなわち、保育所、託児所等の充実・拡大や雇用政策上の時間短縮などを行い、家庭責任を持つ労働者が家庭への時間配分を増やせるような方向で対策が講じられるべきである。

3. <育児休業制度、再雇用制度を普及させ、その充実を図り、女性の生涯職業生活を可能にすること。>

いったん労働市場から引退した女性を再雇用し、その活用を図るために育児休業制度、再雇用制度を積極的に導入することが望まれる。

女子労働者を長期的な視点で確保でき、活用することが可能になるからである。企業が教育投資を行い、要請した専門的知識、技能をもつ女子労働者を継続雇用、再雇用できることは企業にとっても、女子労働者にとっても好ましいことであろう。

4. <働く女性のニーズにこたえるため、業種特性に応じた勤務形態の多様化（メニュー化）を図ること。>

正社員、パートタイマー、派遣労働者などさまざまな雇用形態で働く女性のニーズの複線化にこたえるために多面的な人事労務管理が求められる。

多様な雇用形態のコースを提示し、それに応じた弾力的な運用を行うことがこれからの雇用管理に必要なことである。

これらによって、産業、企業の実態に即した女性の人材活用が図られることが望まれるのである。

4. 婦人に関係のある主な法律

(1) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

(昭和61年法律第40号)

要点は以下のとおりである。

	改 正 前	改 正 後
児 童 扶 養 手 当		
児 童 1 人 月 額	3 3,0 0 0 円	3 3,7 0 0 円
" 2 人 "	3 8,0 0 0 円	3 8,7 0 0 円
特 別 児 童 扶 養 手 当		
障 害 児	2 6,5 0 0 円	2 7,2 0 0 円
重 度 障 害 児	3 9,8 0 0 円	4 0,8 0 0 円
障害児福祉手当及び経過 的に支給される福祉手当	1 1,2 5 0 円	1 1,5 5 0 円
特 別 障 害 者 手 当	2 0,0 0 0 円	2 0,8 0 0 円

(2) 労働安全衛生規則等の一部改正

(昭和61年3月18日 労働省令第8号)

女子の危険有害業務の就業制限については、改正労働基準法第64条の5（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）において、新たに女子の妊娠、出産機能等に着目した規制が行われることとなり、妊産婦以外の女子については重量物を取り扱う業務及び有害ガスを発散する場所における業務を除き、一般的に解除されたところである。これに関連して、労働安全衛生規則等において従来女子であることを欠格事由としていた免許についてもこれらの欠格事由から女子であることを削除することとされ、このため関係省令も改正されたため、以下にあげる11種の免許を女子も得ることができるようになった。

- ① 揚貨装置運転士免許
- ② 特級ボイラー技士免許

- ③ 一級ボイラー技士免許
- ④ 二級ボイラー技士免許
- ⑤ 特別ボイラー溶接士免許
- ⑥ 普通ボイラー溶接士免許
- ⑦ ボイラー整備士免許
- ⑧ クレーン運転士免許
- ⑨ 移動式クレーン運転士免許
- ⑩ デリック運転士免許
- ⑪ 高圧室内作業主任者免許

5. 判 例

(1) (社)日本鉄鋼連盟給料等請求事件

(昭和61年12月4日 東京地裁判決)

1 事案の概要

原告7名は、昭和44年から49年にかけて、社団法人日本鉄鋼連盟（以下「連盟」という。）の事務局職員として採用された女子労働者であるが、①女子職員の賃金について、基本給の上昇率及び一時金の支給係数並びに初任給について男女差別がなされており、同じく②主任への昇格についても男女差別がなされていることから、男子職員に支給した賃金との差額を支払うこと等を求めて提訴した。

これに対し連盟側が、当該格差は事務局職員は「基幹的職員」と「その余の職員」に分けて採用し、従事する職務内容が異なることによるものであり、男女による差別ではないこと、仮に性による差別があったとしても労働基準法第4条は、使用者に男子との差額の支払義務を負わせているものではないこと等を理由に争ったものである。

2 判決の概要

連盟事務局の業務が基幹的業務とその余の業務に二分されるという主張は採用できないが、実態としては男女異なる採用方法及び処遇を行っているものであるから「男女別コース制」と呼ぶのが相当である。当該「男女別コース制」は合理的理由を欠き憲法14条の精神には合致しないが、当時の雇用慣行等の状況に照らし民法90条の公の秩序に違反しているとまではいえないとして、初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を設けることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払を連盟に対して命じたものである。

3 その他

原告の1人については、事務局資料室司書から原料部業務課への配転命令につき、配転命令の無効及び慰謝料の請求を求める訴がなされたが、これについては合理的な理由なしとして請求を棄却した。

(2) 鳥取県教育委員会男女別退職勧奨事件

(昭和61年12月4日 鳥取地裁判決)

1 事案の概要

原告3名は、鳥取県公立学校教員として鳥取県内の公立小・中学校に勤務していた。鳥取県教育委員会（県教委）においては、退職勧奨年齢基準が定められており、男女により年齢差が設けられていた。原告らは女子の退職勧奨年齢である48歳に達してから約9年間、毎年数回にわたる退職勧奨を受けた。

原告らはこの退職勧奨を拒否し、男子の基準年齢である58歳に達してから1、2年後に退職したところ、退職手当について退職優遇措置は講じられなかった。原告らは、男女別退職年齢基準及び退職優遇措置不適用の違法性とそれによる財産的及び精神的損害の賠償を請求した。

2 判決の概要

鳥取地裁は、鳥取県における退職勧奨の緊要性を認めつつも、県教委が設定した男女年齢差のある退職勧奨年齢基準は、専ら女子であることのみを理由とした差別であり、県教委が男女年齢差のある退職勧奨年齢基準を設定し、これに基づき原告らに対し退職勧奨を行い、最終的には退職手当につき優遇措置を講じなかった一連の行為は、男女差別に基づく継続的な一連の一個の不法行為を構成するとした。この一連の行為は任命権者の人事権に基づく行為であるから、被告の公権力の行使というべきで、よって被告は原告らに対し国家賠償法1条1項により、違法な退職勧奨等によって原告らが受けた損害の賠償及び慰謝料の支払いの義務があるとした。

(3) 女児交通事故逸失利益算定

(昭和61年11月4日 最高裁判決)

1 事案の概要

本事案は、交通事故で女児を亡くした両親が損害賠償を求めて提訴したものであるが、原審が当該女児（本件事故当時満一歳）の将来の得べかりし利益の喪失による損害賠償額を算定するに当たり、賃金センサスの産業計・企業規模計・学歴計の女子労働者の全年齢平均賃金額を基準として収入額を算定したうえ、その後の物価上昇ないし賃金上昇を斟酌しなかったことを不服として、女児の遺族が上告したも

のである。

2. 判決の概要

最高裁判所は過去の判例を踏まえ、原審による女兒の得べかりし利益の算定方法として女子の全産業常用労働者の平均賃金を基礎とする手法及び中間利息の控除において用いられる利率を実質金利でなく民法所定の5分とすることを正当として是認し上告を棄却した。なお、裁判官伊藤正己の補足意見では、少なくとも現在における支配的な雇用形態・賃金体系等のもとにおいては、算定結果に格差の生ずることは免れないところとしている。しかし、少なくとも就学年齢に達しないような幼児については、所論がいうように、男女を含む全産業常用労働者の平均賃金を基礎とする手法もまた必ずしも不合理なものということとはできず、むしろ積極的に評価してよい視点が含まれていることを認めている。しかし、それが最善であることまで意味するものでなく、個人の尊厳と男女の平等という基本的視点にたち、より良い算定方法が検討されるべきものであって、なお将来の課題として保留しておきたい旨が述べられている。

6. 国際関係

(1) 「第40回国連総会」における婦人問題関係審議について

「第40回国連総会」は昭和60年9月17日から61年9月15日まで開催され、婦人問題関係審議は、経済問題等を扱う第2委員会及び社会・人権問題を扱う第3委員会において、次の議題について行われた。

第2委員会——「開発と国際経済協力」（議題84）

(a)開発における婦人の効果的活用及び参加

第3委員会——「国連婦人の10年：平等・発展・平和」（議題92）

第3委員会においては、「将来戦略」を支持し、国連事務総長に対し、「将来戦略」の実施状況についての報告を婦人の地位委員会を通じ経済社会理事会に定期的に提出すること、及び婦人の地位委員会の強化に関するレポートを61年2月に開催された第31回同委員会に対し提出することを要請する決議を採択した。

(2) 第31回国連婦人の地位委員会の開催について

ウィーン国際センターにおいて昭和61年2月24日から3月5日まで、第31回国連婦人の地位委員会が開催された。

この会合には、我が国を含む委員国28ヶ国（4ヶ国欠席）、オブザーバー国29ヶ国、その他国連機関、NGO等の代表が出席し、我が国からは有馬真喜子代表が出席した。

今回の会合では、「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実施に関し、特に国連における今後の対応が審議の焦点となった。

これに関しては、婦人関係諸活動を国連の活動プログラムに組み入れるための方法、婦人の地位委員会の強化等について議論が行われた。その結果、昭和62年に、経済社会理事会第1通常会期に先立って婦人の地位委員会を開催し、(1)現国連中期計画（1984～89年）の見直し（ナイロビ将来戦略を本計画の経済及び社会開発プログラム双方に組み入れるため）、(2)次期国連中期計画（1990～95年）策定に対する婦人関係の提案、(3)婦人の地位委員会の西暦2000年までの長期的作業計画策

定のためのガイドラインの策定、(4)婦人の地位委員会の強化に関する提案等について検討を行う旨の決議案がコンセンサスで採択された。

(3) E S C A P 婦人情報ネットワーク・システムの開発に関する地域セミナーの概要

昭和61年12月1日～12月5日まで、国立婦人教育会館（埼玉県）において、E S C A P（国連アジア太平洋経済社会委員会）の主催により「アジア太平洋地域における現在の情報のフローとシステムを評価し、地域の婦人情報ネットワークの開発の方策について討議を行い、勧告を採択する」ことを目的として標記セミナーが開催された。アジア太平洋地域の16カ国の代表、国連機関の代表等が参加し、日本代表の高橋展子氏（婦人問題企画推進有識者会議座長）が全体会議の議長を務めた。

議題として ①国・小地域・地域レベルにおける既存の情報ネットワークの評価 (a)情報の流れ (b)機構の枠組み ②婦人に関する情報の改善の方策の検討 (a)女子差別撤廃条約の実施をモニターするための情報 (b)異なる社会経済状況にある婦人の地位についての情報 ③地域の婦人情報ネットワーク・システムのモデルの呈示、の3点が取上げられ、E S C A P 事務局が準備したバックグラウンドペーパーに基づき、グループディスカッション及び全体会議を通じて活発な議論が展開された。

最終日 ①婦人の地位についてモニターするための指標に関する勧告 ②アジア太平洋地域における婦人に関する社会経済指標の改善のための勧告 ③アジア太平洋婦人情報ネットワーク（略称 W I N A P）の目的、機能及び組織構造についての勧告の3章からなる勧告を採択して終了した。

(4) I L O / 日本マルチパイプログラム：婦人の雇用と訓練の多様化に係るセミナー

I L O / 日本マルチパイプログラムとして、アジアにおける婦人の雇用と訓練の多様化についてのセミナーが昭和61年12月8日から12日まで東京において開催された。

参加者は、インドネシア、韓国、マレーシア、タイ、フィリピン、日本のアジア諸国の政労使の代表、研究者及びI L O 専門家等約30名であった。

セミナーにおいては、I L O の専門家による報告、政労使の代表による参加各国の

婦人の雇用と訓練に関する実情報告、研究者によるケーススタディの発表、職業訓練校の視察及び3つのグループに分かれての討論が行われた。

討論は、婦人の雇用と訓練の多様化に関し、職業上の偏りの改善に関する政策、データ収集及び分析、調査、広報啓発、職業ガイダンス及びカウンセリングなどの分野並びに世帯主である婦人、若年者などの一定の対象者を選定、それぞれについて考えられる具体的活動とその担当すべき機関をテーマとして非常に活発かつ精力的に行われた。

(5) 雇用政策条約及び人的資源開発条約の批准

昭和61年6月10日、雇用政策条約（第122号）及び人的資源開発条約（第142号）の批准書をブランシャール国際労働機関（ILO）事務局長に寄託した。この寄託によりこの2条約は我が国において昭和62年6月10日に効力が生じることになる。

「雇用政策に関する条約」は、経済成長及び発展の促進、生活水準の向上、失業などの克服を図ることを目的として採択されたものである。

他方、「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約」は、雇用と密接な関係を有する職業指導及び職業訓練に関する包括的で調整された政策と計画を採用し、発展させることを目的として採択されたものである。

この2条約の批准により雇用における男女の機会均等が更に促進されることが期待されている。

資 料

〔各種雑誌等における男女の雇用機会均等問題に関する記事等掲載目録〕

昭和61年4月1日より「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」が施行された。本法施行にあたっては様々な意見が出され、また施行後ではその影響について関心がもたれているところである。

そこでどのような意見がだされているか、どのような影響がでているかを把握するための手がかりとして昭和61年1月以降の本法に関する単行本及び各種雑誌や新聞における記事等について、以下のとおり婦人局で把握した限りのものを目録としてまとめた。

1. 単行本

書 名	著 者	発 行 所
・男女雇用機会均等法と改正労働基準法	労働基準調査会編	労働基準調査会
・男女雇用機会均等法早わかり	日経連事務局編	日経連広報部
・わかりやすい男女雇用機会均等法 —赤松良子、花見忠先生に聞く—	(赤松良子) (花見忠)	有斐閣リブレ
・男女雇用均等法	漆沢健編	税務経理協会
・男女雇用機会均等法による就業規則等のチェックポイントと対応	会社業務研究会編集	新日本法規出版
・男女雇用機会均等法早わかり	荻原勝	日経連事務局
・男女雇用均等法とその通達関係法令集	人事制度研究所長 佐々木力	日本法令
・男女雇用機会均等法の全容	労働法令協会編	労働法令協会
・男女雇用機会均等法Q & A	井上克樹	日本生産性本部
・男女雇用機会均等法 改正労働基準法の実務解説	労働省婦人局編著	労務行政研究所

書 名	著 者	発 行 所
・均等法Q & A 女子再雇用制度のすべて	労働省婦人局編	婦人少年協会
・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法の省令、指針解説	労働省婦人局 婦人政策課編著	日本労働協会
・男女平等時代の労務管理実践研究 —均等法と改正労基法への対応—		(労政時報別冊) 労務行政研究所
・男女雇用均等法の早わかり	荻原 勝	日本法令
・女の労働基準法 男女均等法のつかい方70章	(本多 淳亮) (宮地 光子)	労働旬報社
・資料集 均等法・改正労基法	自由法曾団婦人部統 一労組懇婦人連絡会 編	学習の友社
・女性の権利白書 —均等法・改定労基法施行後の実態と たたかい—	“	“
・女性と企業の新時代 夫婦で語る男女雇用機会均等法	(花見 忠) (赤松 良子) (渡辺 まゆみ)	有斐閣
・女性の時代 —日本企業と雇用平等—	石田 英夫 編	弘文堂
・企業事例報告 雇用機会均等の現状と課題	雇用振興協会編	産業労働調査所
・男女雇用均等法の実務手引	宮本 光雄	中央経済社
・男女雇用機会均等法の労務 —モデル例でわかる改革のすすめ方—	荻原 勝	中央経済社
・均等法・派遣法「いざ!」のときの事 典	松岡 二郎	中経出版
・均等法に対応した募集・採用・処理の すべて	荻原 勝	日経連広報部

2. 各種雑誌

雑誌名（出版社名）	記事名	著者名
日本労働協会雑誌 1986年 4月号 No-322 (日本労働協会)	＜提言＞労働統計にひと言 —均等法施行に当たって 雇傭機会均等法の成立・施行と今後の課題 日米比較でみた経済発展と女性の就業機会の変化 座談会＝雇用機会均等法 —女子雇用管理へのインパクト イギリスの性差別撤廃行為準則について	高橋 展子 花 見 忠 大 沢 真知子 石 渡 謙 介 井 戸 和 男 西 平 俊 二 山 本 吉 人 浅 倉 むつ子

3. 新聞（朝日、毎日、読売、サンケイ、日経の中央5大紙から）

(1) シリーズ

新聞社名	月	日	タイトル
毎日	61.2.	4～2.24	はほえみ模様 男女均等法元年
サンケイ	3.20	～3.28	進路をさく
日経	3.31	～5.19	均等の時代
読売 (夕刊)	4.	7～4.11	男女雇用機会均等法施行 新時代を生きる
毎日	7.	7～7.9	平等元年 女子学生の就職
朝日	7.14	～7.19	揺れる女子大生 男女雇用機会均等法
朝日	11.	3～11.11	どう変わった働く女性 均等法の職場から

(2) 社説

新聞社名	月	日	タイトル
毎日	2.	3	均等法の「芽を育てよう」
朝日	2.	24	社会に出る若い女性へ
読売	3.	29	働く女性の「新しい時代」
日経	4.	1	労使とも均等法を前向きに生かそう
毎日	4.	3	「均等元年」の春風にのって
読売	6.	4	女子自身のチャレンジ、もっと
毎日	6.	8	「均等時代」の男女の生きかた
朝日	6.	13	均等法を根づかせるために
毎日	8.	22	女子学生の前の壁は厚いが
朝日	10.	1	「均等法元年」就職の秋に
毎日	12.	5	均等元年のプレゼントは

(3) 社説以外の記事

新聞社名		月 日	タイトル
読 売	朝 日	1. 2 2	4月施行の男女雇用均等法 社会に根づき望む
朝 日	読 売	2. 1 0	＜経済気象台＞ 男女雇用均等法の施行
読 売	朝 日	2. 2 8	＜ ” ＞ 変わる女性の職業意識
朝 日	読 売	3. 1 1	＜解説のページ＞ 国家公務員の生理休暇廃止 女性新時代への陣痛
朝 日	読 売	3. 1 6	金融機関 一斉に新人事制度
サ ン ケ イ	朝 日	3. 1 8	職場の男女平等へ一歩 雇用条件改正で希望拓ける
日 経	朝 日	3. 2 3	＜'86 断面＞ 男女雇用機会均等法
毎 日	朝 日	3. 2 4	男女雇用機会均等法 平等職場実現へ来月1日 スタート
読 売	朝 日	3. 2 8	雇用均等法に企業大わらわ
日 経	朝 日	3. 2 9	どこまで変わる「男性社会」 雇用均等法1日 より施行
朝 日	読 売	3. 3 0	戸惑いのスタート 男女雇用均等法
日 経	朝 日	3. 3 1	施行秒読み、準備の程は… 男女雇用均等法
読 売	朝 日	4. 1	壁厚い真の「雇用平等」
朝 日	読 売	4. 2 9	雇用均等法から1カ月 変わり始めた求人広告
朝 日	読 売	5. 1 7	どうなる '86 就職戦線
読 売	朝 日	6. 1 6	均等法施行後の婦人少年室から
日 経	朝 日	6. 2 5	新女の一生 就職 女子学生均等法にもクール
日 経	朝 日	6. 2 9	就職戦線異状あり？
朝 日	読 売	7. 2 1	均等法精神それなりの浸透 実効は未知数部分
読 売	朝 日	7. 3 0	＜論点＞ 女性の社会進出環境条件整備を
日 経	朝 日	8. 1	＜就職戦線＞ 厳しい見通し
毎 日	朝 日	8. 1 3	＜ニュース きょう あす＞ 幹部めざすか結

新聞社名	月 日	タイトル
毎 日	1 0. 2 1	婚退職か 女子学生就職戦線 コース別求人登場 ＜ニュース きょう あす＞ 女子学生の採用 二極分化 均等法元年 不十分な門戸開放
朝 日	1 0. 2 8	＜'86 就職ノート＞ 女子の選択